

2005年5月31日

Ver.1 - 04

2005 ~ 2006 年度 政策・制度要求(解説版)

要 求 趣 旨
資 料



Contents

1 . 社会保障制度の抜本改革	1
2 . 財形制度の改善	2
3 . 共済制度の改善	15
4 . 中小企業勤労者福祉の充実	18
5 . 消費者政策の充実強化	20
6 . 食品の安全性確保	21
7 . 自然災害の被災者支援・減災	22
8 . 多重債務の未然防止	24
9 . 公益法人制度改革、協同組合税制	28
中央労福協のご紹介	30

1 . 社会保障制度の抜本改革

安心と信頼の社会保障制度確立に向けて、年金・医療・介護・福祉の一体的見直し、抜本改革を早急に実現する。

昨年の通常国会で年金関連法が成立しましたが、「空洞化」解消などの抜本改革は行われず、14年連続の保険料アップと大幅な給付削減の内容となり、基礎年金の国庫負担1 / 2への引き上げ等も先送りされました。

国民の年金不信はますます高まり、将来生活への不安が消費拡大の足かせとなって、日本経済が自律的回復の軌道に乗れない大きな要因にもなっています。

私たちの自主福祉活動も「共助」の分野で積極的な役割を担っていくことが求められておりますが、その土台である社会保障制度への信頼が揺らいでいることは危機的な事態と言えます。

国民の不安を解消するためにも、年金・医療・介護・福祉の一体的見直し、抜本改革を早急に行い、安心と信頼の社会保障制度を確立することが求められています。

社会保障全般の見直しについては、労使代表や関係閣僚で構成される「社会保障の在り方に関する懇談会」が昨年7月末に設置され、2006年度を目途に結論がとりまとめられる予定となっており、問題を先送りせず抜本改革に取り組むよう要望します。

2 . 財形制度の改善

1 . 財形基本方針の策定を

1 . 財形法第 4 条に基づき、勤労者財産形成政策基本方針を作成する。

財形制度は単なる貯蓄制度ではなく、財産形成力の弱い勤労者の財産形成を助成するための制度である。今日的な状況を踏まえ、新しい観点に基づいて勤労者財産形成基本方針を定めること。

要望理由

厚生労働省委託調査研究「企業内福利厚生のあり方と今後の勤労者財産形成促進制度の課題について」(平成 15 年 3 月(株)ニッセイ基礎研究所)において、企業内福利厚生において自助努力への支援、雇用の流動化や多様なニーズへの対応がより重要になってきている。その中で、財形制度はいくつかの課題を解決すれば、企業が手間やコストを抑えつつ労働者の自助努力を支援するための強力な手段となり得るものである、と記載されている。

については、すみやかに勤労者の財産形成を促進するための施策の基本を定めること。

現状

財形法は勤労者財産形成政策基本方針を策定することになっている。

財形法第 4 条

2. 魅力ある財形制度にするために

財形年金及び財形住宅貯蓄の非課税限度額を1,000万円に引き上げる。

要望理由

財形年金、財形住宅貯蓄の非課税限度額が合算して550万円では、それぞれの資産形成に対して低すぎる。

(財形年金)

常用勤労者の退職時の金融資産の予想額は1,765万円であり、一方、退職までに準備したい希望額は3,660万円で、その差は1,895万円となる。

また、準備したい金融資産について、調査対象の75.1%の人が預貯金で蓄えたいと最も高い。

(出典) 生命保険文化センター「サラリーマンの老後の生活設計」(2004年3月調査まとめ)

(財形住宅)

2003年における住宅取得の必要資金および資金計画では、必要資金2,946万円のうち、自己資金は926万円となっている。

(出典) 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」)

現状

財形貯蓄のうち、財形住宅と財形年金には利子非課税の適用があり、両貯蓄合わせて元本550万円までの利子について非課税となっている。

租税特別措置法第4条の2、第4条の3

併せて、非課税限度額を超えた金額のみ課税となる積立を認める。

要望理由

(財形年金)

財形年金の最大のメリットは、積立時はもちろん、年金受取時も非課税扱いが継続されることである。しかし、長期間にわたり積立を行うことで、途中の金利変動等の要因により非課税限度額を超過する可能性がある。

(財形住宅)

住宅取得の予定時期に非課税限度額となるように計画して積立を開始したが、予定時期に適切な住宅が見つからなかった場合には、非課税限度額を超える可能性がある。

現 行

利子 全 額 課 税
元金 550万円 超過

要 望

利子 全 額 非課税	利子 超過部分を 課 税
元金 550万円 以下	元金 550万円 超過

現状

預貯金では元利合計が非課税限度額(最高550万円)以内に限り、利子非課税措置が適用される。積立であるいは利子の元加によって残高が非課税限度額を超えると、超えた日以後、生ずる利子は20%の課税扱いになる。例えば、残高が551万円になると551万円から生ずる利子が課税扱いとなり、550万円は非課税で残し、1万円から生ずる利子のみ課税という取扱いはない。

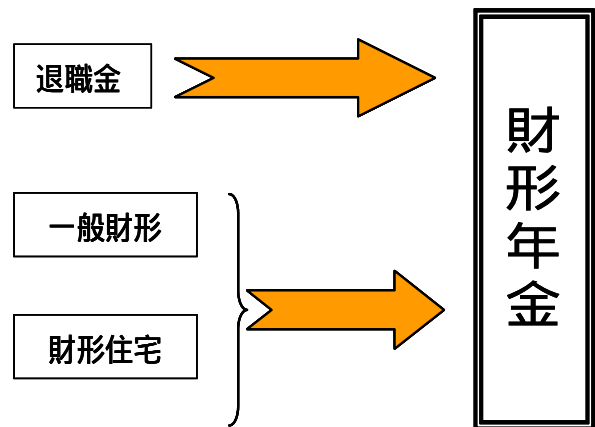
退職金の預入を認める。退職時に一般財形・財形住宅の残高を財形年金に預入することを可能とする。

要望理由

厚生年金の受給年齢が段階的に60歳から65歳へ引上げられることから、自助努力によって退職後のゆとりある生活資金を貯めることが求められている。

退職金を財形年金へ預入できれば、年金資産が増え受給額が増える、もしくは受給期間を長くすることができる。

また、一般財形や財形住宅の残高を財形年金へ預入できれば、豊かな老後生活の資産形成ができる。



予想する老後の生活費 月額 23.6万円
希望する老後の生活費 月額 32.6万円
予想と希望する老後生活費の差額は9万円もある。

資産形成を行う個人年金商品の加入状況のうち、財形年金は、個人年金保険(44.6%)に次いで第2位(8.8%)になっている。

(出典)生命保険文化センター「サラリーマンの老後の生活設計」(2004年3月まとめ)

現状

退職金はすでに一定の税制上の特典を受けていること、長期継続的な自助努力を要請している財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の趣旨に沿わないこと等から、非課税の財形貯蓄には積み立てることはできないことになっている。

労働省通達 昭和57年基発第699号 昭和63年基発第74号
国税庁通達4の2-12

非課税財形貯蓄については、解雇等によりやむを得ず中途払出しを行う場合について、遡及課税は行わない。

要望理由

総務省統計局「労働力調査（速報）平成16年2月結果」によれば、完全失業者は330万人でそのうち、勤め先都合（解雇等）による失業者は99万人に達している。

こうした状況下においては、解雇等でやむを得ない事情での中途払出しをした場合、災害や疾病と同様、遡及課税をしないで払出しができるようにする。

国会の附帯決議でも見直しを決議！

厚生労働委附帯決議

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

衆院 2003年4月15日

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

（中略）

労働移動の増加等に対応する観点から、失業時の中途払い出しを可能にする等、勤労者の住宅費、教育費等の負担の軽減に資するための勤労者財産形成制度の見直しの検討に努めること。

参院 2003年4月24日

（中略）

再就職が困難な状況が続いていることにかんがみ、解雇等によりやむを得ず中途払い出しを行う場合について、特別な配慮を行うことができるようにするなど、勤労者の住宅費教育費等の負担の軽減に資するための勤労者財産形成促進制度の見直しについて検討に努めること。

現状

財形年金貯蓄については、災害・疾病その他これらに類するやむを得ない理由で、税務署長の証明を受けた場合に限り払い出すことが認められている。この場合、遡及課税されることはない。

租税特別措置法 第4条の3第1項第4号

租税特別措置法施行令 第2条の13第2号 第2条の16（読替え）第2条の33

国税庁通達 昭和63年直法 5 - 15

育児休職延長に対応するため、積立休止期間を2年から3年へ延長する。

要望理由

少子化対策・育児支援の観点から一部の企業においては最長3年の育児休業制度が採用され、採用企業の増加が見込まれる。このような次世代育成支援対策等と整合を取り、また、財形制度の利便性を向上させるため、課税扱いとなる財形年金及び財形住宅の積立休止期間を2年超から3年超へ延長する。

既契約者による金融機関選択を可能とするため、財形年金及び財形住宅貯蓄についても、預替え対象とする

要望理由

取扱金融機関が破綻等により、払込みができなくなった場合、財形法施行令第14条の23第5号により預け替えができることになっているが、2005年4月1日ペイオフ全面解禁により、他の預金と合わせて1000万円までの保護となり、その取り扱いができないこととなる。ただし、一般財形については貯蓄歴3年以上等の条件付きながら、預替えが認められている(財形法第6条第8項、同施行令第14条の29)。したがって取扱金融機関の破綻による財産喪失のリスクを軽減するため、財形年金および財形住宅についても一般財形同様に他の金融機関への預替えを認めることにより財形貯蓄を保護する。

3. 時代の変化に対応した財形制度への改善

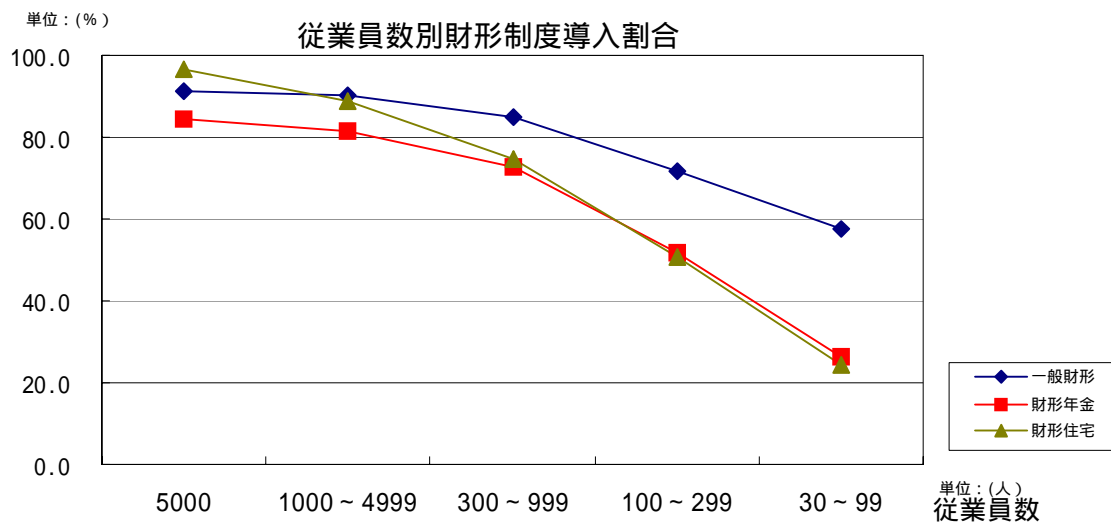
雇用の流動化、雇用形態の多様化への対応

財形契約者であった者が、転職した場合、転職先に財形制度がない場合であっても特例自己積立制度の改善をはかることによって財形貯蓄の積立が継続できる制度とする。

- a) 特例自己積立の対象を「一般財形」だけでなく「財形年金」「財形住宅」にも拡大する。
- b) 積立の特例期間を退職後5年間に延長する。
- c) 特例自己積立ができる事務代行団体を厚生労働大臣の指定したものに限定せず、事務を受託している企業（団体）も可能にする。

要望理由

財形制度の導入割合は、中小企業では大企業に比べるとまだ低くなっている。
 転職によって財形制度がない企業に勤めた場合、契約が継続できない。
 特例自己積立制度の拡充を図り財形契約の継続が図れるようにする。



例えば

- ・現在1年に限っている預入期間の制限を5年間に延長することにより、転職先に財形制度がない場合でも、財形制度を担保しやすくする。
- ・その場合、一般財形だけでなく財形年金、財形住宅にも適用し勤労者が転職しても財形契約の継続をしやすくする。
- ・事務代行制度を拡充（事務代行する団体の範囲の拡大）し、勤労者がそれを通じて直接財形制度を利用できれば財形契約の継続がしやすくなる。

現状

転職先が中小企業で当該中小企業が所属する事業主団体が事務代行団体として活動している場合、一般財形に限り1年間は当該事務代行団体を通じて積立（自らが事務代行団体の窓口で給料の一部を払込むこと＝「特例自己積立」）が継続できる。

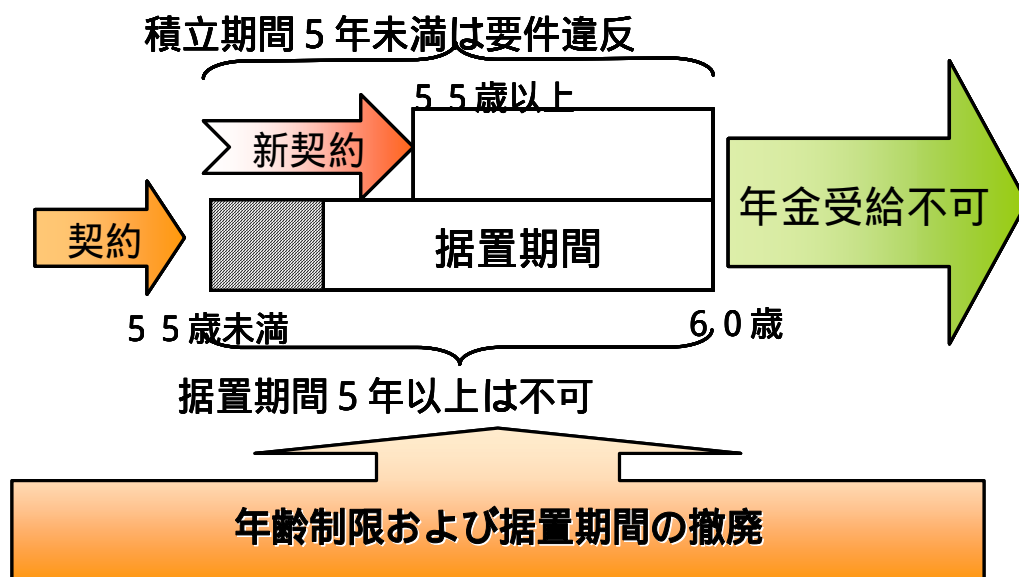
財形法第6条第9項、財形法令第14条の33、14条の34

財形年金貯蓄契約時の年齢制限および据置期間の制限を撤廃する。

要望理由

財形年金の契約者が会社都合等により55歳未満で退職し、再就職できない場合は、解約せざるを得ない。

公的年金を補完する年金資産形成として重要であることから、財形年金についても、55歳以上でも加入できるよう、契約上の制限を撤廃すること。



現状

財形法では、財形年金貯蓄の年金受取開始日は、満60歳以降の日、また最後の積立日から年金受取開始までの据置期間は5年以内とされている。

55歳未満で退職した場合、2年以内に再就職して転職継続措置の適用を受けない限り、最終積立日から満60歳までの期間は5年を超えることになるので、据置期間の要件を満たさず解約の取扱いとならざるを得ない。

55歳以上で退職する場合は転職継続措置の適用を受けられる見込みがない場合、積立期間が5年未満の場合は、積立期間要件を満たさないため、結局解約扱いとなる。

財形法 第6条第2項第1号

4 . 財形教育融資の拡充

融資対象を自己再開発のための教育訓練施設等に拡大し、融資条件の緩和をはかる。

例えば、厚生労働省の助成制度である「キャリア形成促進助成金」では、キャリア・アップのためパソコンや語学学校も対象とされ、1年以下の期間の教育でも利用できる。

要望理由

勤労者の自己啓発の拡充という観点から、現在認められている学校教育法で定められている教育機関以外の教育機関が行う教育（英会話、パソコン、簿記・会計学校等）も対象とすれば利用拡大が図れる。

現状

財形教育融資業務担当者必携（平成15年度）によれば教育施設・範囲は次のように記載されている。

- (1) 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(ただし後期課程のみ)、高等専門学校及び大学(短期大学及び大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第72条第2項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の高等部
- (3) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校(専修学校に認定された進学予備校を含む。)
- (4) 企業内教育訓練施設以外の教育施設(当該教育施設に入学できる者が中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者とされ、かつ、修業年限が6ヶ月以上とされているものに限る。)で次のいずれかに該当するもの。

(中 略)

(注)私立専修学校、各種学校については、必要に応じ、設立認可を所管する各都道府県の主管部課に照会すると。

国民生活金融公庫の教育ローンなみに提出書類を省略する等、事務手続の簡素化を行う。

要望理由

国民生活金融公庫の借入申込書は1枚と保証依頼書2枚(基金・金融機関)複写であるが、財形教育融資の借入申込書は6枚複写(融資申込者(控)、雇用・能力開発機構(控)、財形信保(控)、電算機用、代理店(控)、業務取扱店(控))になっており、提出する関係先が多すぎる。

提出書類も多く、事務手続が複雑になっていけば、財形教育融資の利用が進まない。

財形教育融資(直接)

証 明 書 係	(1) 申込者の融資申込日現在の財形貯蓄残高証明書(6ヵ月以内に発行された残高通知書でもよい) (2) 申込者と進学者等との親族関係を確認できるもの(健康保険被保険者証(写)など) (3) 在学証明書(正) 修学資金を利用する場合のみ) (4) 年収または所得する書類(公的所得証明書、確定申告書(控)など)
融 資 金 関 係 対 象	(1) 進学する教育施設の入学案内書等進学のために必要な資金の額が確認できる書類(進学資金) (2) 在学する教育施設の納付案内書等修学のために必要な資金の額が確認できる書類(修学資金) (3) 下宿代及びアパートの家賃・敷金・礼金は契約書(写)、寮費は入寮案内書 (4) 国民年金保険料は、納付書(写)

- 1 これらのほか、必要に応じて取扱店が書類の提出または提示を求めることがある。
- 2 融資対象資金が支払済の場合(申込日の3ヶ月以内のみ対象)は、領収書(写)を提出する。
- 3 国民年金保険料は、納付期限が経過し未納の場合は融資対象外となる。

教育ローン

同居の家族全員について記載され申込人と進学者・在学者との続柄もわかる住民票写もしくは住民票記載事項を証明する書類または健康保険被保険者証(写)。
 年収または所得を証明する書類
 在学費用として利用される方は、授業料納付通知書など在学习及び使いみちを証明する書類
 外国の学校への入学費用として利用される方は「留学志望校記入票」

現状

財形教育融資の貸付決定件数は平成5年度の695件をピークに減少傾向にあり、平成14年度は85件にとどまっている。(貸付決定金額累計は73億円)

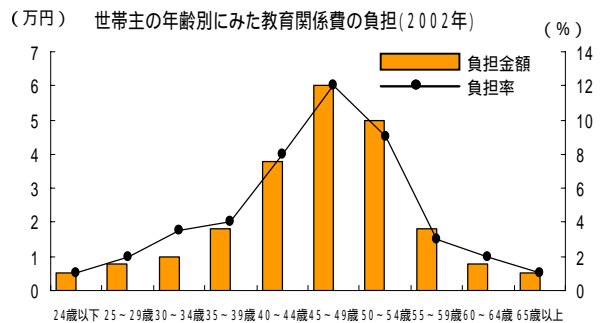
金利については国民生活金融公庫の教育ローン以下にする。

要望理由

子供の教育は、勤労者の生活設計のうえで、持家の取得と同様に重要であり、大きな負担にもなっている。

特に、住宅ローンの返済や年金資産を準備する世代(40歳台~50歳台半ば)においては、教育費の負担が重くなっている。

財形貯蓄という自助努力をしている勤労者に対する財形教育融資は、自営業者を含む一般国民を対象とする、国民生活金融公庫の教育ローン金利より低利にすること。



(出典) 総務省「家計調査年報」

現状

貸付利率の推移

国民生活金融公庫の教育(直接)ローン		財形教育融資(直接)	
適用月	貸付利率	適用月	貸付利率
13.5	1.85%	13.7	2.19%
13.11	1.7%	13.10	2.25%
14.3	2.2%	14.4	2.34%
14.5	2.1%	14.7	2.22%
14.11	1.6%	14.10	2.06%
15.5	1.5%	15.4	1.78%
15.11	1.85%	15.10	2.24%
-	-	16.4	2.05%
-	-	16.7	2.73%
17.4	1.70%	16.10	2.85%

5 . 財形活用助成金制度の改善

教育融資と同様、自己再開発のための教育訓練施設も助成金の対象とする。

要望理由

勤労者の自己啓発の拡充という観点から、現在認められている学校教育法で定める教育機関以外の教育機関の行う教育（英会話、パソコン、簿記・会計学校等）も対象とすれば利用拡大が図れる。

なお、財形教育融資は海外への留学費用が融資対象になっているが、財形活用助成金制度の自己再開発における教育訓練施設では対象になっていない。

現状

財形活用給付金・助成金制度における教育及び自己再開発（教育訓練）の対象施設は次のように記載されている。

- (1) 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（ただし後期課程のみ）、高等専門学校及び大学（短期大学及び大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第72条第2項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の高等部
- (3) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校（専修学校に認定された進学予備校を含む。）
- (4) 企業内教育訓練施設以外の教育施設（当該教育施設に入学できる者が中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者とされ、かつ修業年限が6ヶ月以上とされているものに限る。）

雇用能力開発センターへの提出書類が多いことから、事務の簡素化を図る。

要望理由

特定事由（育児・教育・介護・自己再開発）のための払戻を証明するための提出書類を省略し事務の簡素化を図ること。

例えば、同じ資金用途で重複した証拠書類を提出している。

育児では新生児用品をレンタルした場合、レンタル契約書と領収書等支払証拠書類の両方が必要になっている。

教育では下宿した場合、礼金、家賃の支払額を証明するのに、領収書等支払証拠書類と賃貸借契約書の両方が必要になっている。

介護では介護機器等をレンタルした場合、レンタル契約書と領収書等支払証拠書類の両方が必要になっている。

現状

財産形成貯蓄活用助成金支給実績

	支給件数 (件)	うち 中小企業	うち 中小企業 以外の企業	支給額 (千円)	うち 中小企業	うち 中小企業 以外の企業
9年度	83	14	69	1,605	460	1,145
10年度	608	85	523	11,885	2,585	9,300
11年度	884	101	783	16,995	3,010	13,985
12年度	855	92	763	16,460	2,815	13,645
13年度	877	113	764	16,840	3,635	13,205
14年度	780	97	683	11,696	2,963	8,733
累計	4,087	502	3,585	75,481	15,468	60,013

件数は、支給対象人数である。

企業が財形給付金を支給し、国から財形助成金を受けるまでの期間を短縮する。

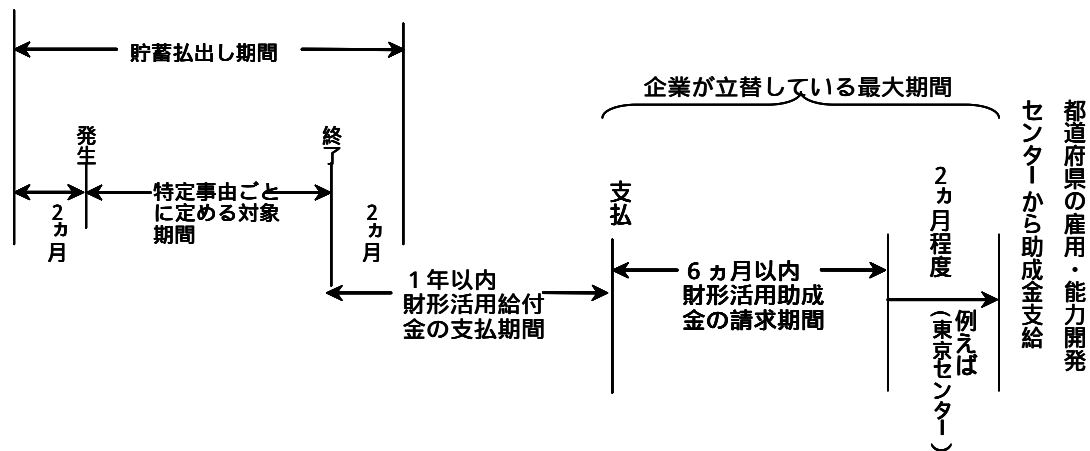
要望理由

企業（従たる事務所）は、財形活用助成金支給請求書及び財形活用助成金支給請求内訳書に証拠書類を添付して、財形活用給付金を支払った日の翌日から起算して6月以内に従たる事務所を業務担当区域とする雇用・能力開発センターに提出する。その後、雇用・能力開発センターは、財形活用助成金支給請求書等を審査し、適正と認めるときには従たる事務所に対し助成金を支給する。

その間企業は勤労者へ給付金を支給して最大8ヵ月間程度、立替支給している。

現状

財形活用給付金支払・財形活用助成金請求の時期



(注)「特定事由ごとに定める対象期間の発生」とは、たとえば特定事由が教育の場合であれば、実際に受験した日ではなく、教育について定められている対象期間の初日、つまり「受験2月前」の応当日が該当し、同じく「特定事由ごとに定める対象期間の終了」も、教育について定められている対象期間の終了日である「入学2月後」の応当日となる。

6 . 情報通信技術(I T)を活用した企業の事務負担軽減

非課税申告書の様式サイズの規制を撤廃する。

要望理由

企業のIT化が進み、社内LANにより従業員が非課税申告書等の書類をパソコンを活用し出力する際、用紙サイズがA6に限定されると不便である。

1992年11月の各省庁事務連絡会議の申合せ「行政文書の用紙規格のA判化に係る実施方針について」に基づいて行政文書のA判化を推進している。

現状

租税特別措置法規制の別表様式及び附則では非課税申告書をはじめ、財形税制関係の法定書類はA6に定められている。

別表第三 (-)

財形形成非課税申告書
財形形成非課税申告書 平成 年 月 日

姓 名 _____

住 所 _____

下記の財形形成非課税申告書につき租税特別措置法第4条の2第1項
財形形成非課税申告書につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、
この旨を申告します。

区 分	受入機関の名称等	最高限度額	種 別
非課税扱いの年金を付する最高限度額	所在地 名 称		A
既に非課税扱いの年金を付している最高限度額	名 称		
届 出 先	所在地 名 称		受入機関の 受理日印
資金の支払者	所在地 名 称		
事務代行先	所在地 名 称		
(その他)			

(附録 日本工業規格 A6)

7 . 労金連合会を財形取扱金融機関に

労働金庫連合会を財形取扱金融機関に追加する。

要望理由

財形の取扱いが各労働金庫に限定されていることから、最近の激しい企業の分社化に対応することが難しい。労金連を取扱金融機関に追加することで、契約者の異動・転籍管理を適切に行うことで十分なサービスを提供することができる。

また、財形制度の利用対象者拡大のため、情報技術と事務代行制度を活用することで、全国の中小企業勤労者に対するサービスが提供できる。

現状

財形法上、労働金庫連合会は財形取扱機関から除外されている。

財形法第6条第1項第1号

財形法令第1条の2

租特法第4条の2第1項

租特法令第2条の5

3 . 共済制度の改善

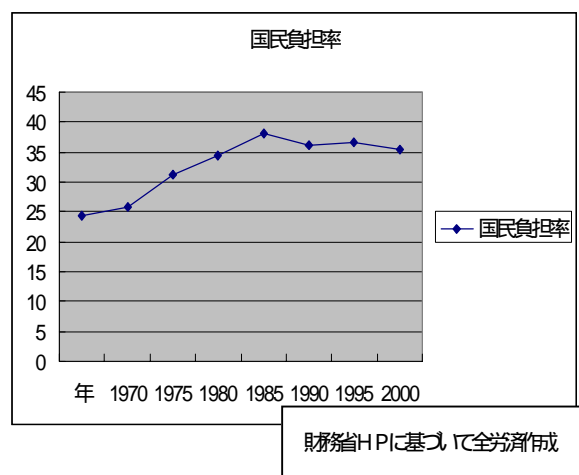
労働者共済事業の強化をはかり、加入者の生活向上をはかるため、つぎのとおり税制等を拡充する。

- 1 . 生命共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引き上げる。
- 2 . 年金共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引き上げる。
- 3 . 火災共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引き上げる。

国民負担率の上昇傾向

給付と負担の適正化をはかるためにも国民負担増大の抑制が必要

今後ますます本格化する少子高齢化社会に備えて、国民負担増大の抑制をおさえかつ保障に対する自助努力を促進することが必要不可欠と考えます。かかる目的を達成するために、**国民の負担を軽減する共済掛金控除制度の堅持を要望します。**



控除制度の堅持のみならず、現行の所得控除限度額は、平均年間払込保険料を大きく下回り所得控除限度額の引き上げが必要と考えます。

平均年間払込保険料（生命保険）

男性 31.0 円 女性 20.5 万円

生命保険文化センター「平成 16 年度生活保障に関する調査」

共済掛金所得控除限度額は 30 年以上据え置き

	昭和 49 年	昭和 56 年	昭和 63 年	平成 7 年	平成 15 年
生命共済掛金所得控除限度額	5 万円	据え置き			5 万円
消費者物価指数	100	161.48	178.89	201.84	201.02

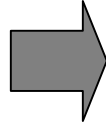
共済掛金所得控除限度額は、1974年に現行水準に引き上げられて以来30年以上据え置かれたままです。

物価上昇、年金制度改正、税制改正等により国民の負担は増す一方で、現行の所得控除限度額ではきわめて不十分です。

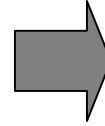
早期の共済掛金所得控除限度額の引き上げを要望します。

4. 損害保険料控除とは別枠で、自然災害共済の共済掛金にかかる所得控除制度を新たに創設する。

相次ぐ未曾有の自然災害



自然災害への自助努力による備えが不可欠



自助努力を支える税制のバックアップが必要

平成 17 年度は相次ぐ未曾有の大災害に見舞われました。いまや日本全国のどこにおいても、地震や台風等自然災害の被害を受ける恐れがあり、万一の際に備えることが重要です。

災害からの復興と国民経済の安定をはかるためには、自助努力による自然災害への備えが必要不可欠です。しかし、掛金の負担も多く地震保険の加入率は 2 割にも達していません。

平成 17 年度の大規模な自然災害

7 月 新潟・福島豪雨

8 月 台風 16 号

9 月 台風 18 号

10 月 台風 23 号

10 月 新潟中越地震

3 月 福岡県西方沖地震

経済負担を抑え、国民の自助努力を促すためには税制面でのバックアップが欠かせません。損害保険料控除とは別枠で、自然災害保障の掛金にかかる所得控除制度を新たに創設し国民の負担を軽減することを要望します。

前年からの継続要望事項です。

5. 異常危険準備金について、火災共済等の損金算入限度を現行の100分の2.5から100分の3に引き上げる。洗替保証率を現行の100分の40から100分の50に引き上げる。

1. 火災共済等の損金算入限度の引き上げ

異常危険準備金の円滑な積立を行うため、損金算入の限度額を当該年度の収入共済掛金の100分の3へ引き上げることを要望します。

* 消費生活協同組合は、厚生労働省令により当該年度収入共済掛金額の100分の3を積み立てることを義務付けられています。租税特別措置法上の火災共済等の異常危険準備金の損金算入限度額は当該年度収入共済金の100分の2.5までで、差額は課税されています。

2. 洗替保証率の引き上げ

異常・巨大な災害に対する共済金支払いをより確実に担保するために、洗替保証率を現行100分の40から100分の50に引き上げることを要望します。

* 洗替保証率

異常危険準備金制度においては、10年を経過した積立金は取り崩すこととされていますが、10年間の積立を経ても当該年度の収入共済掛金の100分の40に満たない場合は、10年を超えて積立を継続できるように洗替（当該年度の収入共済金に対する積立金の割合）が定められています。

* 前年からの継続要望です。

4 . 中小企業勤労者福祉の充実

1 . 中小企業勤労者福祉サービスセンター（以降、略称として「サービスセンター」とする）の設置・運営については、自立と再生をはかるために、広域化を推進し、中退金・財形・福利共済・各種融資制度などに係わる諸施策を柱として、サービスセンターを中心にワンストップで対応できるサービスの提供をめざして取り組む。

広域化の積極的推進を

サービスの充実・拡大と事業・運営の効率化（自治体補助金の軽減）をはかるとともに、通勤圏が広がっている現在、当該自治体内の事業にとどまらず、居住地を見据えた事業展開が必要であり、積極的な広域化推進が必要です。また、都道府県の積極的な関与が重要です。

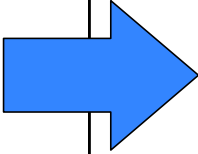
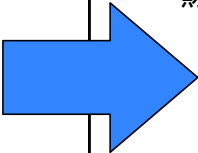
ワンストップサービスをめざして

中小企業勤労者福祉サービスセンターへの育成・助成事業が開始されて17年間経過しますが、従業員300人未満の事業所・従業員の加入状況をみますと、全国の中小企業従業員数4,370万人のうち143万人で加入率3.2%にすぎません。特に、中小企業勤労者の場合は、離職・転職が多く勤労者の流動性が高いために将来にわたって安心して利用できる制度や魅力あるサービスの提供が強く求められています。

これまでも私たちは、サービスセンターの拡充や事業の活性化・自立化を求めてきましたが、中小企業勤労者の福祉向上、並びに会員の利用満足度向上のために今一度現行のサービスセンターの運営やサービスのあり方を再吟味して、広域化を推進するとともに、ポータビリティをいかした中退金、大型共済制度、財形制度・貸出金など利用者の視点に立って仕組み・制度を早急に確立して、生涯生活福祉へのサポートを提供していくことが必要だと考えています。

前年からの継続要望です。

参考資料 中小サービスセンターの事業概要と今後の進め方

現行制度	改革の方向
<p>(給付事業)</p> <p>1. 各種慶弔共済金を給付</p> <p>(厚生事業)</p> <p>2. 健康診断・人間ドック等への助成</p> <p>3. レクリエーション施設等の利用 各種割引チケット等の斡旋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会費は300～1,000円で 7～8割が事業主負担 ・ 利用の地域は地域内に事業所のある企業・個人事業主(地域限定) <p>・ 会員数は減少もしくは伸び悩み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意の大型共済を上乗せ ・ 大企業を凌ぐ有利な共済制度 ・ ポータビリティがあり、退職しても継続が可能。  <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域は、全国の中小サービスセンターで共通・統一制度で利用が可能。 ・ 自己負担分は、口座引落で対応 ・ 財形を広域で一括処理 ・ 保険の見直しで可処分所得が増加 財形加入が図られる  <ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力ある制度・サービスで会員数が増加
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来は、方針のみで具体的な改革が進まない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生損保・福祉事業団体を含めて検討 ・ 本年度は、前倒してスピードを上げて検討 ・ 厚生労働省・全福センター・中央労福協の3者で前向きに検討に着手

5 . 消費者政策の充実強化

- 1 . 策定された消費者基本計画に基づき、各施策の検証・評価・監視を行うこと。また、検証結果や消費者からの意見を踏まえて、計画の見直しを毎年行う。
- 2 . 現在消費者契約法に関して検討されている消費者団体訴訟制度について、特定商取引法・景品表示法などの消費者関連法についても検討を開始する。
- 3 . 消費者契約法について、施行後の状況の分析・検討を行うとともに、不当条項の範囲や不当勧誘行為の範囲の拡大などの見直しをはかる。
- 4 . 各省庁に産業育成部門と切り離された形で消費者政策推進部局の設置を検討する。
- 5 . 消費者基本法の基本理念に則り、文部科学省や地方自治体と連携しながら、消費者教育の拡充・消費者団体の支援など、消費者の自立支援策を進める。

昨年改正された消費者基本法に基づき、消費者の暮らしに関わる施策を計画的・一体的に推進するための5カ年計画として、消費者基本計画が3月に策定されました。消費者の権利を確立し、消費者重視の経済社会を創り上げるために、消費者基本計画に基づき具体的な施策を迅速に展開していく必要があります。

消費者の権利を具体的に確保していくためには、国レベル・自治体レベルにおける消費者行政の拡充をはかっていくことや、消費者関連法制度の見直し・拡充を進める必要があります。また、消費者団体訴訟制度の導入や活動支援策を通じて、消費者の暮らしのサポートや公正な経済社会の形成のために一層の役割発揮が期待される消費者団体を育成・支援していくことなどが求められます。

上記の趣旨を踏まえて、国民生活に直接関わる重要な課題として、消費者政策の充実強化を要望する次第です。

6 . 食品の安全性確保

- 1 . 「食品安全基本法第 2 1 条第 1 項で定める基本的事項」について、施策の進捗に併せた定期的な見直しを行う。
- 2 . 食品安全委員会は、リスクコミュニケーションを効果的に進めるための手法等について検討し、適切な改善を都度実施する。あわせて、関係行政機関や関係各層向けの研修等、リスクコミュニケーションを円滑に進めるための支援等を行う。
- 3 . 厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関の施策において、審議会への消費者委員の参加や意見交換会の開催等、施策形成過程における消費者の参画・意見反映の運用強化を図ること。あわせてリスクコミュニケーションの運用状況に対する評価と適切な改善を実施する。
- 4 . 食品安全委員会は、現在発行している年次の運営計画及び年次報告書について、検証可能な内容に改善し、公表する。
- 5 . 厚生労働省や農林水産省は、食品の安全の施策に関する年次計画及び年次報告書を検証可能な内容で発行し、公表する。
- 6 . 消費者の自主的・合理的な選択の機会を確保する視点から、食品表示に関する総合的・一元的な制度のあり方を検討し、見直す。あわせて、表示の正しさが担保される実効性ある制度とする。
- 7 . リスク分析手法の公平性・透明性を確保する見地から、リスク評価機関とリスク管理機関における専門家の重複採用を極力避けるなど、リスク評価機関とリスク管理機関双方の独立性を確保するための措置を検討し、実施する。

2004年は、リスク分析手法に基づいた食品安全行政の運用が初めて年間を通して運用されました。

しかし、食品の安全性に関する法制度運用、とりわけリスクコミュニケーションの取り組みについては試行錯誤がみられるため、今後も引き続き運用の強化と定期的な施策の見直し・改善が図られていくことが重要と考えます。

上記の趣旨を踏まえ、国民の健康を守るために食品の安全を確保することは引き続き重要な課題として、食品安全行政施策の充実強化を要望する次第です。

7 . 自然災害の被災者支援・減災

1 .地震等の自然災害により被害を受けた住宅の再建を促進するため、「被災者生活再建支援法」の支給対象を拡大するなど、住宅本体の再建を支援する制度を早急に実現する。

住宅本体の再建を支援する制度の実現を！

昨年3月31日、「居住安定支援制度」の創設を盛り込んだ被災者生活再建支援法改正が成立しました。同制度の創設により、住宅が全半壊し再建する世帯に、解体撤去・整地費やローン利子、賃貸の家賃など周辺経費を対象に最高200万円(既存の生活再建支援金としてあわせ最高300万円)が支給されることになりました。

しかし、住宅本体の建築費は支給対象外となるなど、課題も残されています。

法改正時には、「施行4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度を見直しを行うなどの総合的な検討を行うものとする」などの附帯決議が全会一致で採択されています。

昨年は全国的に度重なる風水害や新潟県中越地震などの自然災害が多発し、改正施行された「被災者生活再建支援法・居住安定支援制度」の弾力的運用が図られました。しかし、支援対象が住宅周辺経費に限定されており、「住まいの復興なくして地域の復興なし」との教訓から各県は独自の住宅再建支援策を講じています。

全国知事会の「平成16年大規模災害に係る緊急提言」や野党3党が共同提出した被災者生活再建支援法改正案にも示されている通り、住宅本体の再建を支援する制度の実現は国民的緊急課題です。

被災者住宅再建支援制度の実現に向けた動向

野党3党(民主・社民・共産)は05年1月21日、被災者生活再建支援法改正案を共同提出。住宅本体の再建への公費支給を可能とする内容で、支給額も500万円に引き上げるなど、昨年秋に廃案になった同改正案を拡充する内容になっています。

全国知事会の「平成16年大規模災害に係る緊急提言」(2004年11月11日採択)の中でも、「住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど制度の拡充を図るための法律改正を早期に行う」ことを要望しています。

兵庫県は独自に全国初の「住宅再建共済制度」を導入。05年3月末に条例を制定し、9月からスタートする。県民の任意加入による共済制度で、掛金は年5千円、住宅の再建・購入の場合600万円の給付金を支給することになっています。

2. 地震による被害を軽減するため、住宅耐震化の施策を拡充する。

個人住宅の耐震補修を促進するため、住宅の耐震補修費の一定額を所得税額控除する制度を創設する。

現行の耐震診断・改修に対する補助制度を普及・活用するため、情報提供・相談体制の整備など改善を図るとともに、自治体への働きかけ、住民の意識啓発などの取り組みを強化する。

戸建住宅用の後付耐震器具の技術開発に対する助成など支援策を講じる。

被害を軽減するための住宅耐震化施策の拡充を！

阪神・淡路大震災による死者の8割が建物倒壊等による即死です。

地震が起きても被害を最小限にするために、住宅の耐震化を促進する施策の充実が必要です。

日本の住宅の25%（1,150万戸）が耐震性が不十分です。

国土交通省の推計によると、わが国の住宅については総数約4,700万戸のうち約1,150万戸（約25%）、建築物については総数約340万棟のうち120万棟（約35%）が耐震性が不十分とされています。

1. 個人住宅の耐震補修を促進するための税制誘導を！

個人住宅の耐震補修を促進するためには税制による誘導が必要であり、耐震改修税額控除制度を創設することを要望します。

2. 現行の耐震診断・改修補助制度の有効活用を！

耐震改修や耐震診断を促進するための補助制度については、戸建住宅の耐震改修に関する助成制度を有する市町村は254市町村にとどまるなど広がっておらず、また国の補助制度の活用状況も十分ではありません。

現行の補助制度を普及・活用するため、情報提供・相談体制の整備など改善を図るとともに、自治体への働きかけ、住民の意識啓発などの取り組みを強化することが必要です。

3. 戸建住宅用の後付耐震器具の技術開発支援策を！

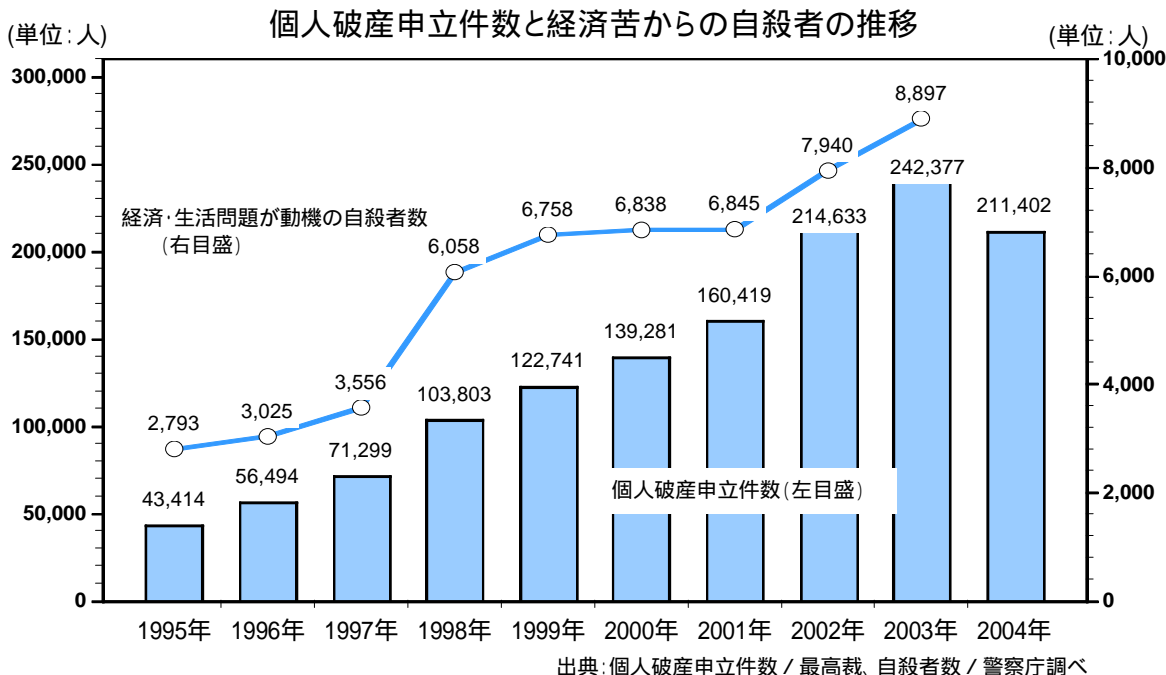
戸建住宅の場合、基礎から耐震工事を行う場合はよいのですが、後付で耐震器具を取り付ける耐震工事の場合、長期間たつと木材と金具の間にゆるみが生じるという問題があり、それに対する決め手となる技術が開発されていないのが現状です。

こうした問題を解決するための技術開発に、国は積極的な支援策を講じるべきです。

8 . 多重債務の未然防止

深刻化する多重債務問題

個人自己破産者は21万人を突破 多重債務予備軍は200万人とも



クレジットや消費者金融(サラ金)を利用して返済困難に陥っている多重債務者は、少なく見積もっても150万人から200万人。自己破産者は21万人を超え、経済・生活苦による自殺者は年間8,800人を突破しました。自己破産を申し立てている人は多重債務者のごく一部に過ぎません。

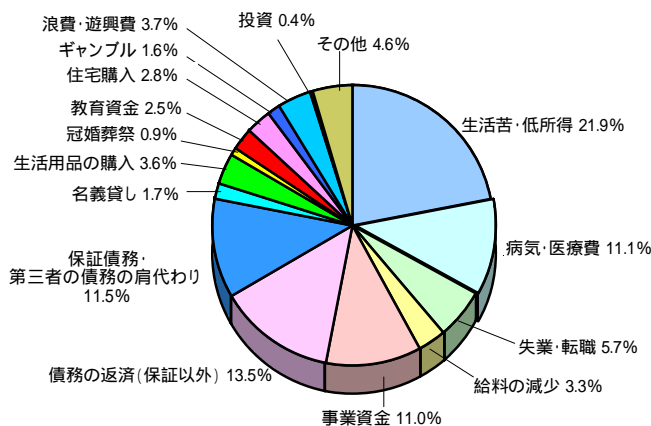
大半の多重債務者は、債権者の厳しい取り立てを恐れて返済のための借金を繰り返す「自転車操業」に陥っています。

国民の10人に一人がサラ金を利用し、国民一人あたり2枚のクレジットカードを所有しているわが国においては、誰もが多重債務に陥る可能性があります。

自己破産の多くが「生活苦」 誰もが陥る可能性がある

自己破産者の4割は給与生活者。そして、破産理由の過半を「生活苦」「病気」「失業・転職」「給与の減少」「債務の返済、肩代わり」などが占めています。ギャンブル・浪費型はわずか5%にすぎません。

4~5万円あれば急場がしのげる……。最初は誰もが「返せる範囲の金額」だと思って、高金利の金を借りています。多重債務の入り口はごく身近な日常のなかにあるのです。



出典:日弁連消費者問題対策委員会
「2000年破産記録全国調査」

金利チェックで消費者金融の貸出金利の引き下げを

1. 出資法5条の上限金利(29.2%)を利息制限法1条の制限金利(15~20%)まで引き下げ、消費者金融の貸出金利の引き下げをはかる。

金利を規制する法律としては、利息の上限違反に刑罰を貸す「出資法」と、民事的効力(有効・無効)の限界となる利息を定める利息制限法があります。

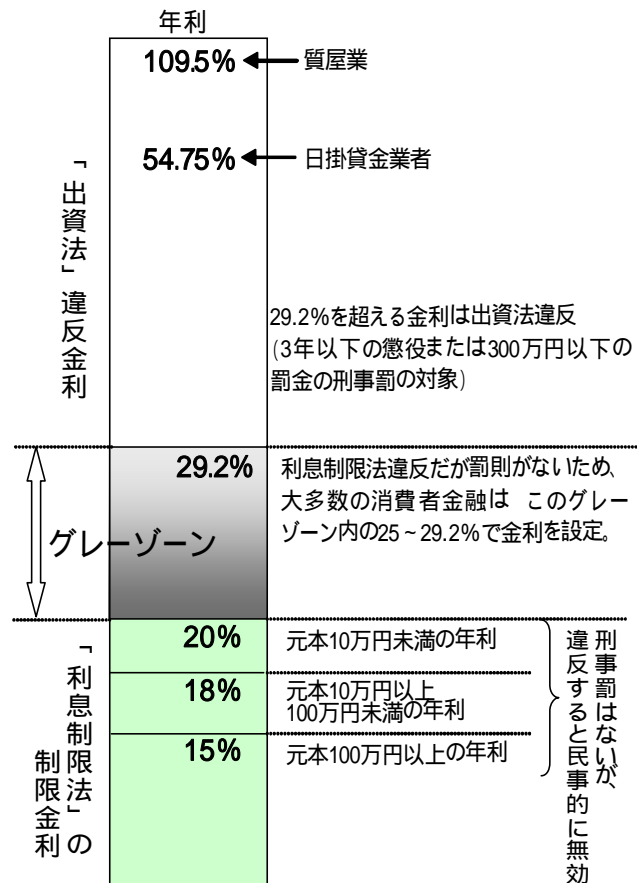
しかし、出資法と利息制限法の上限金利の間には差があります。右図のように、民事上無効だが刑事罰の対象にならないあいまいな領域(グレーゾーン)があるために、多くの貸金業者がグレーゾーン内の利率で貸し付けるという実態を生み出し、多重債務発生の原因となっています。

大手サラ金は2%前後で資金を調達し貸付を行っており、25~29.2%で貸せば貸すほど儲かる構造になっています。

出資法の上限利率は2000年に40.004%から29.2%に引き下げられ、2003年7月のヤミ金対策法附則で施行後3年(2007年1月)を目途に見直すことになっています。

昨今の低金利情勢を考えれば、利息制限法の金利でも高いと言えますが、少なくとも出資法の上限金利を利息制限法まで引き下げ、民事・刑事上の規制を統一することが必要です。

貸金業の金利規制



ドイツやフランスでは銀行が消費者金融を担い、金利も年10%前後です。

出資法、利息制限法の上限金利改正経過

(金利はいずれも年利)

年	貸出約定平均金利	出資法	利息制限法
1877			[利息制限法制定] 元金 100円未満 100~999円 1,000円以上 20% 15% 12%
1919	9.964%		15% 12% 10%
1954	9.08%	[出資法制定] 109.5%	元金 10万円未満 ~100万未満 100万円以上 20% 18% 15%
1983		73%	
1986		54.75%	
1991	6.989%	40.004%	
2000	2.116%	29.2%	
2005	1.724% (2月現在)	↓	↓

多重債務者の相談体制の強化、消費者教育の充実を

2. 多重債務者の相談体制を強化する。また、高校生・大学生を対象とした消費者講座など、クレジット・サラ金被害の未然防止をはかるための消費者教育の充実をはかる。

相談窓口の拡充と普及

福島県労福協では、「暮らしのなんでも相談」を行っていますが、その相談内容の65%は、多重債務の関係です。相談してくる人たちの多くが、「何をどこに相談したらよいのかわからない」といいます。債務整理の相談窓口は弁護士会、法律扶助協会、司法書士会、被害者の会などがありますが、相談窓口に関する情報が知らないために、自転車操業を繰り返したり、夜逃げや自殺に追い込まれています。また、これらの相談窓口も、150万～200万と言われる多重債務者に対処するには決して十分ではありません。今後、国や自治体においても相談窓口の開設や情報提供など、相談体制を拡充していくことが求められています。

賢い消費者になるために

多重債務問題を未然に防ぐためには、一人一人が賢い消費者となって、正しい情報を身につけ、様々なトラブルから身を守り適切に対応していける判断力を養うことが必要です。

学生、若者、勤労者、年金生活者……それぞれのライフステージに合わせたキメ細かな消費者教育が必要になってきます。

青少年への消費者教育の充実

消費者金融の利用者の4割は20代の若者です。洪水のようなテレビCMの影響で、多くの若者が消費者金融に好印象を抱いているのが現状です。

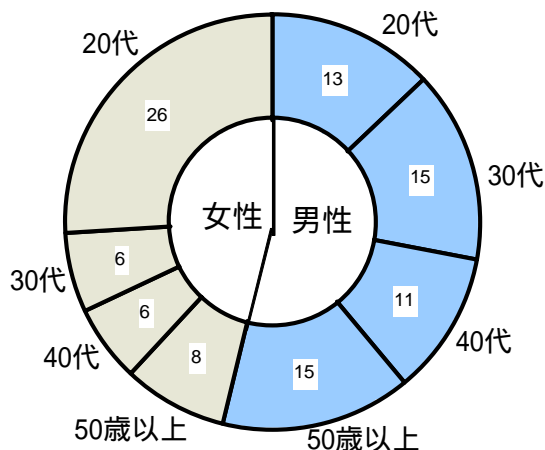
しかし、金やモノが簡単に手に入るというカード社会の表層だけが宣伝され、支払い不能に陥ったり、多くの犯罪事件を招いている現実にはきちんと伝えられていません。悪徳商法、ヤミ金融、そして多重債務問題と消費社会のリアルな構造を、法律や消費者の権利、手続きにまで踏み込んで若者達に教える必要があります。

特に、これから社会に飛び出す高校生や大学生を対象にした消費者教育は極めて重要です。

現在のところ学校教育ではほとんど行われていないのが実情ですが、右の広島県などの事例のように、外部の専門家を講師として消費者講座を開設する取り組みも始まっています。

国、地方において、こうした取り組みを広げていく施策の充実が必要です。

サラ金利用者の4割が20代



消費無担保金融業の貸付の内訳
出典：「平成14年版貸金業白書」

広島県では、2002年度から「高校生のための消費者講座」を順次開催。広島県労福協が委託を受け企画し、公募により労金職員が講師として参加しています。悪徳商法の実態や金融商品に関する基礎知識を具体的な事例でわかりやすく説明し、好評を博しています。



他に高校生対象では群馬県、大学では龍谷大学、静岡大学などで消費者講座が実施されています。

また、労組組合員を対象としたセミナーに、全国各地の労金が講師派遣等の協力をしています。

住宅を手放すことなく生活再建 年金転貸融資利用者にも

- 3 .年金転貸融資利用の多重債務者にも、住宅を手放すことなく生活再建する道を開く(年金転貸資金の貸付債権者に民事再生法第196条1項4号の住宅資金特別条項を適用する)。

住みながら生活再建する道を開いた「住宅特則」

- 1 .2000年の法改正で個人民事再生・住宅資金貸付債権に関する特則(住宅特則)の制度が導入され、住宅ローンを抱えた多重債務者ができる限り住宅を手放すことなく経済生活を再建する道を開きました。
- 2 .従来は住宅ローンを抱えた多重債務者の法的救済方法として調停や破産手続きが利用されてきましたが、調停で解決できる可能性はきわめて低く、結局自己破産の手続きに進まざるを得ませんでした。
- 3 .住宅特則は、住宅ローンについてはその全額を再生債権とは別枠扱いとしており、再生債権の返済は縮減されますが、住宅ローンについてはその全額を返済することになります。

同じ条件でも年金転貸融資には適用されない

- 4 .民事再生法第196条1項3号によれば住宅資金貸付債権は2種類の債権を規定しています。
住宅資金貸付債権者が自ら抵当権の設定を受ける場合。
住宅資金貸付債権に係わる債務の保証人(保証会社)が主たる債務者に対する求償権を担保するため抵当権の設定を受ける場合。
- 5 .ところが、同じように年金資金運用基金から住宅生協が借りて債務者に全く同じ条件で転貸融資を行っているにもかかわらず、上記4の2つのいずれにも該当しない転貸融資があります。
年金資金運用基金から住宅生協が転貸融資をするために借りた資金に対して転貸融資を受けた債務者本人の住宅を年金資金運用基金に担保に提供している場合(物上保証方式)です。
- 6 .本来この特則の立法趣旨は上記1.2.3で述べたとおり、多重債務を抱えた住宅ローン債務者を救済することであり、住宅ローン債務以外の債務については再生債権として権利変更を受け(債務の縮減)住宅ローン債務については、再生計画などの方法でその全額を分割にて弁済を行い、抵当権の実行を制限し、住宅を手放さず再建の途をたどるものです。
- 7 .当初立法の際には転貸融資は予定されておらず、債権者が直接抵当権を取得する方法と保証会社が抵当権を取得するのみが規定されたものであります。
- 8 .さらに、民事再生法198条2項において、保証会社が保証債務を履行した場合(代位弁済)にも一定の要件で住宅特則を定める事ができると規定されています。

法の不備であり早急な是正を!

- 9 .したがって、転貸融資の場合が条文として規定されなかったことは法律制定の際の手落ちであり、法の不備であるといわざるをえません。
- 10 .このような転貸融資の貸付債権者に住宅特則の適用を受けることができないとすれば、保証会社が抵当権を取得している場合には住宅資金特別条項が認められ、さらに、保証会社が代位弁済を行った後も一定の要件で住宅特則の適用を受けるとした事のバランスを著しく欠くものと言わざるをえません。

9 . 公益法人制度改革・協同組合税制

1 . 公益・非営利法人の改革にあたっては、以下の点に留意する。

新たに創設される「非営利法人」に係る公益性の判断は、民間有識者で組織する委員会により、法令で明確化された判断要件に基づいて行う。

新制度においては、非営利法人の形態にかかわらず、税法上の収益事業以外の事業から生じた所得の非課税措置を適用する。

公益法人に関する収益事業から生じた所得に対する軽減税率を継続適用する。

改革の具体案や税制措置の検討にあたっては、民間非営利の活動の担い手である団体をはじめ広範な市民の意見が十分反映されるよう、公開と参加を基本的手法とする。

政府は2004年12月24日に「今後の行政改革の方針」(新行革大綱)を閣議決定し、公益法人制度改革に関しては、現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、準則主義(登記)により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設することになりました。

この大綱にそって、関連法案を2006年の通常国会に提出することを目指し、法制化に向けた具体的検討が進められています。また、税制措置についても、4月から政府税調での論議がスタートし、6月までに一定の方向性をまとめる予定とされています。

これまでは非営利団体の非収益事業や会費・寄付金には課税しないことが基本的なルールとされてきました。しかし、この間の見直し論議の中では本来の事業への非課税がそもそも優遇措置であるとして原則課税も検討された経過があり、私たちは重大な懸念をもっています。

非営利法人は、利益を分配しない限り、その利益を享受する帰属主体が存在しないのですから、法人税を課すべきではありません。課税するのは、非営利法人が、営利法人と同様の収益事業を営む時に限るべきです。

また、公益法人に関する収益事業への軽減税率は継続適用とすべきです。

法人制度と課税原理の根幹に係わる問題であり、今後の具体案や税制措置の検討にあたっては、審議等の状況や内容を速やかに開示するとともに、広く国民から意見を聴取する機会を設けるべきです。

2 .協同組合の非営利組織としての社会的役割・公共的な役割と経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合税制を堅持する。

協同組合等の法人税は軽減税率が適用(現在普通法人30%、協同組合等22%)されていますが、この間の税率の引き下げでは、普通法人と比べて協同組合等の減少幅は小さくなり、税率の差も縮小しています。

法人税率の推移

単位：%

年	1984	1985	1987	1989	1990	1998	1999
普通法人	43.3	43.3	42	40	37.5	34.5	30
協同組合等	26	28	27	27	27	25	22
実質差	17.3	15.3	15	13	10.5	9.5	8

近年、非営利組織である協同組合を一般の企業と同列視する傾向がみられますが、協同組合の社会的役割と経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合税制は堅持すべきです。

前年からの継続要望事項です。

中央労福協のご紹介

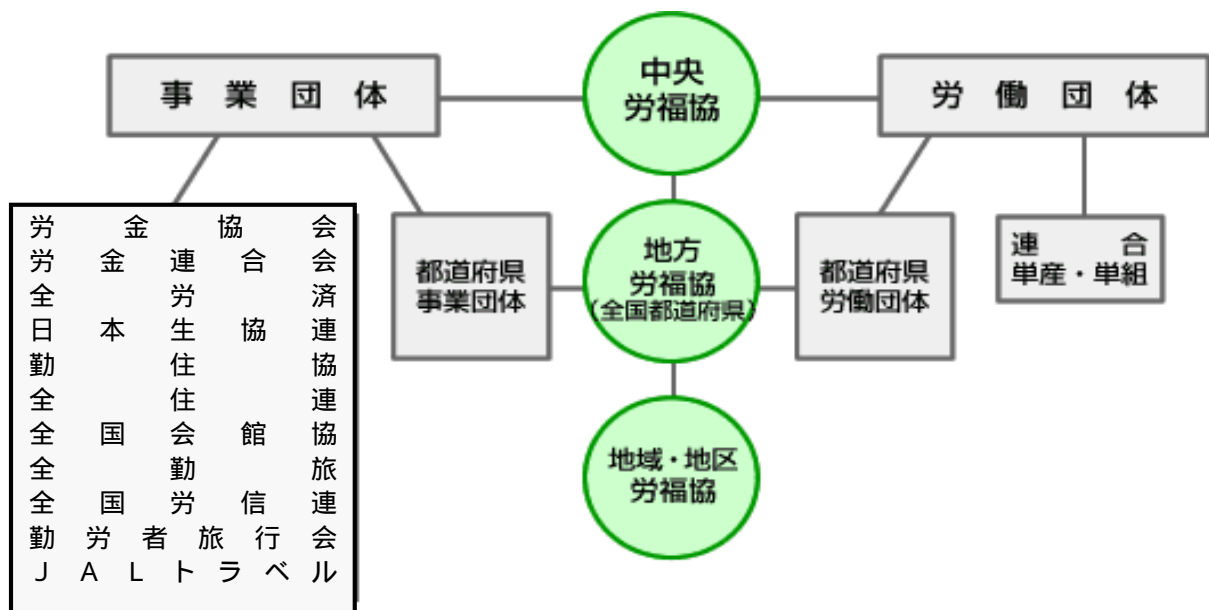
中央労福協は自主福祉活動のネットワークです

ホームページ <http://www.rofuku.net/>

勤労者の安心・安全の生活をサポートします

労働者福祉中央協議会(略称:中央労福協)は、労働団体(連合、産別組織等)、福祉事業団体(労金・全労済・生協・勤住協・住宅生協など)および全国に組織された地方労福協で構成され、勤労者全体の福祉活動を推進することを目的とする連絡協議会です。

中央労福協は、「人と暮らし、環境に優しい福祉社会の実現」をスローガンに、構成団体間の福祉活動の連絡・調整をはかり、自主福祉活動のネットワークによりすべての働く人々と家族の暮らしの安心と幸せづくりをめざして活動を進めています。



中小・未組織労働者、退職者、地域へと福祉を広げるために

医療・年金・雇用の公的セーフティネットは危機的な状況にあり、勤労者の雇用と将来生活への不安は高まるばかりです。「痛みのわかちあい」でなく「助け合いのわかちあい」を求めて、労福協、労働団体、福祉事業団体が力を合わせて勤労者の生涯生活サポートや地域におけるお互いが支えあう福祉社会の実現に向けて取り組むことが必要です。

全国の労福協は「行動し提案する労福協へ！」をスローガンに、中小・未組織労働者、退職者、地域へと福祉を展開していく取り組みを進めています。

2005年度は、団塊の世代など退職者・高齢者との連携(エイジレス社会への挑戦)、福祉なんでも相談ネットワークづくり、ライフセミナーや生活応援運動、中小企業勤労者福祉サービスセンターの充実、再生、介護サポート、子育て支援、食の安全、環境保全、消費者政策の充実、災害救援ネットワークづくり・減災などを重点課題として取り組んでいます。

2005 年度中央労福協役員名簿

役 職	氏 名	推 薦 団 体	団 体 役 職
会 長	笹 森 清	連 合	連合会長
副 会 長	高 橋 由 夫	連 合	連合副事務局長
	渡 邊 和 夫	連 合	フード連合会長
	笠 見 猛	連 合	自治労副委員長
	篠 原 淳 子	連 合	電機連合中央執行委員
	鈴 木 英 幸	労 金 協 会	労金協会専務理事
	小 疇 俊 雄	全 労 済	全労済専務理事
	品 川 尚 志	日 本 生 協 連	日本生協連専務理事
	天 井 修	地 方 労 福 協	東京労福協会会長
事 務 局 長	菅 井 義 夫	連 合	UIゼンセン同盟顧問
会 計 監 査	船 木 孝 治	連 合	基幹労連事務局次長
	山 本 正 彦	連 合	紙パ連合中央書記長
	荻 原 保 夫	労 金 連 合 会	労金連合会常務理事

中央労福協加盟団体名簿

団体名(略称)	〒	住 所	TEL	
【事業団体】				
労 金 協 会	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5-15	労働金庫会館内	03-3295-6721
労 金 連 合 会	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5-15	労働金庫会館内	03-3295-9332
全 労 済	151-0053	東京都渋谷区代々木2-12-10		03-3299-0161
日 本 生 協 連	150-8913	東京都渋谷区渋谷3-29-8	ユ・プ・ザ	03-5778-8111
勤 住 協	112-0002	東京都文京区小石川5-41-10	住友不動産小石川ビル3階	03-3811-6261
全 住 連	113-0033	東京都文京区小石川5-41-10	住友不動産小石川ビル3階	03-3816-4141
全 国 会 館 協	116-0014	東京都荒川区東日暮里5-50-5	ホテルラングウッド内	03-3803-1234
全 勤 旅	862-0976	熊本県熊本市久品寺1-17-9	ユニオントラベル熊本内	096-362-1611
全 国 労 信 連	112-0004	東京都文京区後楽1-4-14	後楽森ビル17F	03-3818-2911
JALトラベル	153-0064	東京都目黒区下目黒3-7-10	JALトラベルビル	03-5436-6823
勤 労 者 旅 行 会	101-0063	東京都千代田区神田淡路町1-21	第2西野ビル301号	03-3251-7851
【労働団体】				
連 合	101-0062	東京都千代田区神田駿河台3-2-11	総評会館内	03-5295-0550
自 治 労	102-8464	東京都千代田区六番町1	自治労会館内	03-3263-0263
U I センセン同	102-0074	東京都千代田区九段南4-8-16		03-3288-3549
自 動 車 総 連	105-0022	東京都港区海岸1-4-26	ゆうらいふセンター	03-3434-7641
全 建 総 連	169-0075	東京都新宿区高田馬場2-7-15		03-3200-6221
電 機 連 合	108-8326	東京都港区三田1-10-3		03-3455-6911
J A M	105-0014	東京都港区芝2-20-12	友愛会館5階	03-3451-2141
日 教 組	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-2	日本教育会館内	03-3265-2171
生 保 労 連	113-0034	東京都文京区湯島3-19-5	田中ビル	03-3837-2031
基 幹 労 連	104-0033	東京都中央区新川1-23-4	I・Sリバーサイドビル4階	03-3555-0401
電 力 総 連	108-0073	東京都港区三田2-7-13	TDS三田3階	03-3454-0231
情 報 労 連	101-0062	東京都千代田区神田駿河台3-6	全電通労働会館内	03-3219-2231
サ・ビ・ス・流・通・連・合	151-0053	東京都渋谷区代々木2-23-1	ニューステイトメナー3階	03-3370-4121
J E C 連 合	113-0033	東京都文京区本郷1-28-10		03-5684-2591
日 本 医 労 連	110-0013	東京都台東区入谷1-9-5		03-3875-5871
J P U	112-0004	東京都文京区後楽1-2-7	全通会館内	03-3812-4260
私 鉄 総 連	108-0074	東京都港区高輪4-3-5	私鉄会館内	03-3473-0166
運 輸 労 連	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関3-3-3	全日通霞ヶ関ビル5階	03-3503-2171
フ ード 連 合	150-0012	東京都渋谷区広尾1-3-18	広尾オフィスビル8階	03-3446-2082
全 郵 政	151-8502	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6	全郵政会館内	03-3478-7101
交 通 労 連	105-0014	東京都港区芝2-20-12	友愛会館3階	03-3451-7243
J R 連 合	103-0022	東京都中央区日本橋室町1-8-10	東興ビル9階	03-3270-4590
J R 総 連	141-0031	東京都品川区西五反田3-2-13	目黒さつき会館	03-3491-7191
損 保 労 連	101-0042	東京都千代田区神田東松下町27	神田MSビル4階	03-5295-0071
日 建 協	169-0075	東京都新宿区高田馬場1-31-16	守山ビル3階	03-5285-3870
ゴ ム 連 合	171-0031	東京都豊島区目白2-3-3	ゴム産業会館内	03-3984-3343
サ ー ビ ス 連 合	101-0061	東京都千代田区三崎町3-5-6	造船会館4階	03-3230-1724
紙 パ 連 合	107-8333	東京都港区北青山2-12-4		03-3402-7656
全 自 交 労 連	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-7-9		03-3408-0875
全 国 一 般	101-0061	東京都千代田区三崎町3-5-6	造船会館5階	03-3230-4071
海 員 組 合	106-0032	東京都港区六本木7-15-26	海員ビル	03-5410-8312
都 市 交	108-0023	東京都港区芝浦3-2-22	田町交通ビル3階	03-3451-5221
全 電 線	142-0064	東京都品川区旗の台1-11-6		03-3785-2991
全 水 道	113-0033	東京都文京区本郷1-4-1	全水道会館内2階	03-3816-4132
全 国 ガ ス	143-0015	東京都大田区大森西5-11-1		03-5493-8381
全 農 林	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	農林水産省内	03-3508-1395
セラミックス連合	467-0879	愛知県名古屋瑞穂区平郷町3-11		052-882-4562
全 国 農 団 労	105-0013	東京都港区浜松町1-5-8	平和ビル5号館5階	03-3437-0931
国 労	100-0004	東京都港区新橋5-15-5	交通ビル	03-5403-1640
全 駐 労	105-0014	東京都港区芝3-41-8		03-3455-5971
N H K 労 連	150-0041	東京都渋谷区神南2-2-1	放送センター内	03-3485-6007
森 林 労 連	112-0012	東京都文京区大塚3-28-7	全林野会館内	03-3945-6385
建 設 連 合	105-0014	東京都港区芝2-20-12	友愛会館	03-3454-0951
全 労 金	101-0063	東京都千代田区神田淡路町1-11	中野ビル3階	03-3256-1015
全 印 刷	114-0024	東京都北区西ヶ原3-59-12		03-3910-7131
労 供 労 連	110-0003	東京都台東区根岸3-25-6	ワレット根岸ビル5階 新運転会館	03-5603-1600
労 済 労 連	151-8571	東京都渋谷区代々木2-12-10		03-3299-0161
全 造 船 機 械	101-0061	東京都千代田区三崎町3-5-6	造船会館7階	03-3265-1921
全 造 幣	530-0043	大阪府大阪市北区天満1-1-79		06-6354-2389

団体名(略称)	〒	住	所	TEL
[地方労福協]				
北海道労福協	060-0004	札幌市中央区北四条西12丁目	北海道労働福祉会館内	011-251-7560
青森県労福協	030-0802	青森市本町2-4-10	田沼ビル204号	0177-22-1668
岩手県労福協	020-0025	盛岡市大沢川原2-2-32	(労働福祉会館内)	019-654-3082
宮城県労福協	980-0014	仙台市青葉区本町2-12-7	ハーネル仙台	022-223-2221
秋田県労福協	010-0001	秋田市中通6-7-36	労働会館内	018-833-1875
山形県労福協	990-0039	山形市香澄町2-9-40	県勤労者福祉センター2F	023-641-6503
福島県労福協	960-8106	福島市宮町3-14	福島県労働福祉会館4F	024-521-5464
茨城県労福協	310-0022	水戸市梅香2-1-39	茨城県労働福祉会館内	029-231-3503
栃木県労福協	320-0052	宇都宮市中戸祭町821	県労働者福祉センター6F	028-621-4042
群馬県労福協	379-2166	前橋市野中町361-2	群馬県勤労福祉センター内	027-263-3443
埼玉県労福協	330-0061	さいたま市浦和区常盤6-4-21	ときわ会館 3階	048-833-8731
千葉県労福協	260-0026	千葉市中央区千葉港4-4	千葉県労働者福祉センター内	043-241-6681
東京都労福協	108-0014	東京都港区芝5-26-30	全専売ビル5階	03-5484-6029
神奈川県労福協	235-0036	横浜市磯子区中原1-1-28	労働総合センター内	045-773-0708
新潟県労福協	950-0965	新潟市新光町6-2		025-281-0890
長野県労福協	380-0864	長野市立町978-2	労済会館2F	026-232-6667
山梨県労福協	400-0858	甲府市相生2-7-17	山梨県労農福祉センター内	055-227-6290
静岡県労福協	420-0851	静岡市黒金町5-1	静岡県勤労者総合会館4F	054-221-6241
富山県労福協	930-0857	富山市奥田新町81	ポルファートとやま内	0764-31-0539
石川県労福協	920-0024	金沢市西念3-3-5	石川県勤労者福祉文化会館3F	076-231-1737
福井県労福協	918-8231	福井市門屋町1-35	県労働福祉会館内	0776-21-5929
愛知県労福協	456-0001	名古屋市熱田区金山町1-14-18	愛知労済会館3F	052-682-6029
岐阜県労福協	500-8164	岐阜市鶴田町3-7-11	岐阜県勤労福祉センター内	058-248-6029
三重県労福協	514-0004	津市栄町1-891	(勤労者福祉会館内)	059-225-2855
滋賀県労福協	520-0806	大津市打出浜2-1	コラボしが21 6階	077-524-6290
奈良県労福協	630-8325	奈良市西木辻町93-6	エルトピア奈良2F	0742-22-4307
京都府労福協	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2	ラポール京都6F	075-821-5551
大阪府労福協	540-0031	大阪市中央区北浜東3-14	エル・おおさか4F	06-6943-6025
和歌山県労福協	640-8317	和歌山市北出島1-5-46	和歌山県労働センター2F	0734-22-7039
兵庫県労福協	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30	兵庫勤労福祉センター4F	078-360-8886
島根県労福協	690-0007	松江市御手船場町557-7	労働会館1F	0852-23-3302
鳥取県労福協	680-0055	鳥取市天神町30-5番地	鳥取県労働福祉会館3F	0857-27-4188
岡山県労福協	700-0086	岡山市津島西坂1-4-18	労働福祉事業会館内	086-253-1569
広島県労福協	732-0825	広島市南区金屋町1-17	広島労働会館内	082-506-3030
山口県労福協	753-0078	山口市緑町3-29	山口県労働者福祉文化中央会館	0839-25-7332
徳島県労福協	770-0942	徳島市昭和町3-35-1	(労働福祉会館内)	0886-25-8387
香川県労福協	760-0017	高松市番町3-5-15	旧四国労金本店ビル2階	087-833-4253
愛媛県労福協	790-0066	松山市宮田町132	愛媛県勤労会館4F	089-946-2296
高知県労福協	780-0870	高知市本町4-1-32	こうち勤労センター内	0888-24-3583
福岡県労福協	810-0042	福岡市中央区赤坂1-9-1	フドウ赤坂ビル2階	092-781-3560
佐賀県労福協	840-0804	佐賀市神野東2-6-10	(勤労者福祉会館内)	0952-32-1243
長崎県労福協	850-0031	長崎市桜町9-6	長崎勤労福祉会館内	095-811-6131
熊本県労福協	862-0976	熊本市九品寺1-17-9	熊本県労働会館内	096-372-0915
大分県労福協	870-0035	大分市中央町4-2-5	大分県労働福祉会館6F	097-533-1106
宮崎中央会	880-0806	宮崎市広島1-11-16	労働会館別館内	0985-24-5550
鹿児島県労福協	890-0064	鹿児島市鴨池新町5-7-603	鹿児島県労働者福祉会館内	099-254-3832
沖縄県労福協	900-0036	那覇市西3-8-14	連合沖縄内	098-862-5600

労働者福祉中央協議会（略称：中央労福協）

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3 - 8
中北ビル5階



TEL 03(3259)1287 FAX 03(3259)1286

E-mail : chuo@rofuku.net

URL <http://www.rofuku.net/>
